

平成 23 年度 小樽市国民健康保険保健事業実施計画

小樽市国民健康保険

1 目的

小樽市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進に向けて、総合的かつ効果的に保健事業を推進するため、以下に定める基本方針に基づいて事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査、特定保健指導の推進

生活習慣病の早期発見と予防に着目した特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、被保険者の利便性と受診率の向上のため、健康増進法等による検診と同時に実施する等、状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) 普及啓発事業及び疾病予防事業の推進

被保険者に国保の現状を認識してもらい、医療費適正化対策等への理解と協力を得るための普及啓発事業や、被保険者の健康増進、疾病予防に係る事業を実施する。

(3) 訪問指導事業の推進

特定健康診査により、精密検査及び治療など医療機関への受診が必要であると認められたにもかかわらず未受診と思われる者のほか、重複受診者、多受診者、頻回受診者を抽出し、保健師が訪問等により適正受診の指導及び助言を行う。

(4) 健康教育事業・健康相談事業の推進

地域の実情に応じた多様な健康教育を行うとともに、被保険者の状況に即したきめ細かな健康相談を実施する。

(5) 推進体制の整備

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。

3 事業計画

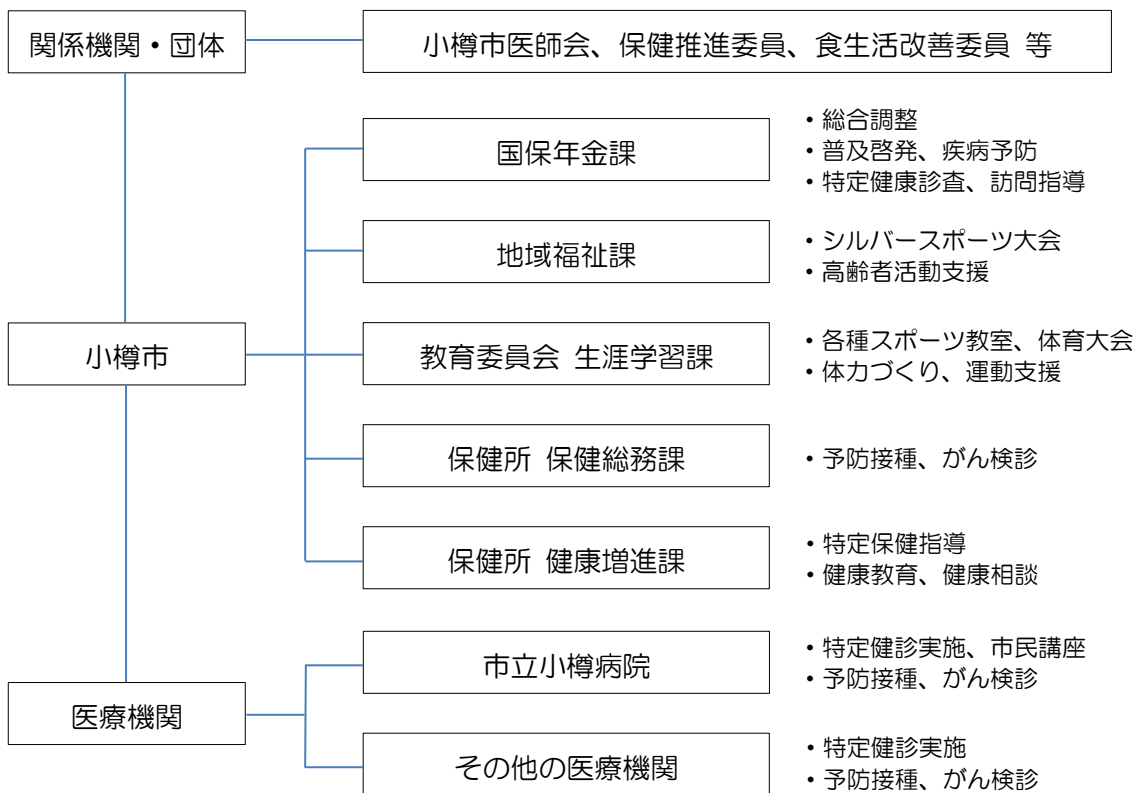
基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	<p>「小樽市特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、生活習慣病の早期発見と予防に着目した特定健康診査事業を実施することにより、被保険者の健康の増進を図る。</p> <p>また、未受診者に対しては、はがきによる受診勧奨を実施する。</p> <p>【実施方法】特定健診業務は実施医療機関に委託</p>
特定保健指導事業	<p>「小樽市特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、特定健診の結果から動機付け支援及び積極的支援に階層化された者に対して生活習慣の改善を促し、生活習慣病の予防・重症化の防止に努める。</p> <p>また、未利用者に対しては、電話や文書による利用勧奨を実施する。</p> <p>【実施方法】小樽市保健所による個別指導</p>
普及啓発事業及び疾病予防事業	<p>小樽市保健所、地域福祉課、生涯学習課や関係機関・団体と連携し、健康づくりの啓発や高齢者の活動支援、体力づくりや軽スポーツの励行等を通じ、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費通知等により医療費の適正化を図る。</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○疾病予防啓発リーフレット、パンフレットの配布 ○小冊子「おたるの国保」の発行 ○「健康セミナー」の開催 ○健康づくり支援事業、スポーツ振興支援事業の実施（スポーツ大会、学校開放、スポーツ教室等） ○医療費通知の送付 ○ジェネリック医薬品の普及促進、利用差額の通知 ○インフルエンザ予防接種事業の実施（65歳以上）

訪問指導事業	<p>被保険者から重複受診者、多受診者、頻回受診者等を抽出して訪問又は庁舎内会場において指導を行い、受診の適正化を図る。</p> <p>【実施方法】保健師の訪問等による保健指導</p>
健康教育事業及び健康相談事業	<p>健康に関する正しい知識の普及、啓発のため、各種健康教室・健康相談等を実施し、健康についての理解を深めてもらう。</p> <p>【実施方法】各種健康教室・健康相談等の実施</p>

4 推進体制

保健事業の円滑な実施を図るための推進体制は、次のとおりとする。



5 研修機会の確保

保健事業のレベルアップを図るため、保健事業従事者の研修機会を確保する。